

妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師認定申請資格

平成22年10月30日

1. 妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師

以下の全てを満たす者は認定を申請することができる。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた見識を備えていること。
- (2) 薬剤師としての実務経験を5年以上有し、日本病院薬剤師会あるいは日本薬剤師会の会員であり、かつ、別に定める学会のいずれかの会員であること。
- (3) 日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、日本医療薬学会認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師、あるいは日本臨床薬理学会認定薬剤師であること。
- (4) 申請時において、病院または診療所に勤務し、妊婦・授乳婦の薬剤指導に引き続いて3年以上従事していること（所属長の証明が必要）。
- (5) 日本病院薬剤師会が認定する研修施設（以下「研修施設」という。）において、「模擬妊婦・模擬授乳婦とのロールプレイ」を含めたカウンセリング技術等や、情報評価スキルの確認トレーニング等の実技研修を40時間以上履修していること、または研修施設において3年以上、妊婦・授乳婦の薬剤指導に従事していること（所属長の証明が必要）。
- (6) 日本病院薬剤師会が認定する妊婦・授乳婦領域の講習会、及び別に定める学会が主催する妊婦・授乳婦領域の講習会などを所定の単位（20時間、10単位）以上履修していること。
- (7) 妊婦・授乳婦の薬剤指導実績が30症例以上（複数の疾患）を満たしていること。
- (8) 病院長あるいは施設長等の推薦があること。
- (9) 日本病院薬剤師会が行う妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師認定試験に合格していること。

附則

- 1) 妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師認定申請資格は平成20年4月1日より施行する。
- 2) 平成20年6月7日改定
- 3) 平成20年7月26日改定
- 4) 平成21年6月5日改正
- 5) 平成22年4月17日改正
- 6) 平成22年10月30日改正

別添

妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師認定申請資格に関する事項

1. (2)、(6)で「別に定める学会」とは、以下の通りである。

- 日本医療薬学会
- 日本薬学会
- 日本臨床薬理学会
- 日本産科婦人科学会
- 日本小児科学会
- 日本先天異常学会

2. (4)、(5)、(7)で「妊婦・授乳婦の薬剤指導」とは、妊婦・授乳婦を対象とした薬剤管理指導のうち、妊婦・授乳婦に対する薬物療法の胎児毒性・乳児毒性に関する評価・カウンセリング、妊娠と薬情報センター（国が独立行政法人国立成育医療研究センターに設置したもの）利用による妊婦・授乳婦カウンセリング等である。

3. (6)で「日本病院薬剤師会が認定する妊婦・授乳婦領域の講習会」とは、以下の機関または団体が実施する講習会である。

- 日本病院薬剤師会
- 各都道府県病院薬剤師会（ブロック開催も含む）
- 妊娠と薬情報センター（国が独立行政法人国立成育医療研究センターに設置したもの）